

2020年10月29日

京都府知事 西脇隆俊 様

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ同時流行に備えた

診療・検査体制についての意見

京都府保険医協会
理事長 鈴木 卓

謹 啓

貴職並びに京都府に働く全職員の皆様におかれましては、平素より京都府民の生命と健康を守り、また今般の新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、日夜ご尽力いただいておりますことに心より御礼申し上げます。

さて、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）を受け、京都府におかれましても発熱時のかかりつけ医への相談体制、診療・検査医療機関の指定等、新たな体制の整備に取り組んでいただいているところです。

弊会では10月、内科・耳鼻科・小児科を標榜している会員診療所を対象に「新型コロナとインフル同時流行に備えた体制について」のアンケートを実施いたしました。アンケートには、新たな体制に対する不安の声が広く寄せられています。

こうした状況を踏まえ、下記の項目につきまして要望し、弊会の意見といたします。

よろしくお取り計らいのほど、お願い申し上げます。

謹 白

記

1. 京都府として、府内全二次医療圏ごと、また市町村ごとの新たな診療・検査体制の確保方針と確保目標を早々に明らかにしていただきたい
2. 特に開業医が少数である地域を抱える自治体においては京都府のリーダーシップによって、公的発熱外来を設置する等の独自の対策を講じていただきたい
3. 診療・検査医療機関への国からの感染防護具の支給のスケジュール、内容や支給される数量等を取り急ぎ把握し、医療機関に周知していただきたい
4. 京都府医師会に未加入の医師も含め、現在、唾液 PCR の集合契約に参加していない医療機関に対しても、希望のある場合は診療・検査医療機関の指定を受けられるよう、積極的に呼びかけ、情報提供を行っていただきたい

5. 京都府・医師会検査センターにおいても、インフルエンザ患者の受入を行っていただきたい
6. 陽性となった患者が自宅療養となった場合、保健所が健康管理を行うものと認識するが、生活上の支援についても、行政が責任を持って行う体制を構築していただきたい
7. 今後、診療・検査医療機関において新型コロナウイルス感染症にかかる検査を実施し、陽性と判定した場合には従前どおり保健所に報告し、その後の入院調整を含めた対応は保健所が従前どおり行うものと認識している。入院医療コントロールセンターや新たな「新型コロナ医療相談センター」の役割も含め、発熱患者、新型コロナウイルス感染症患者に対する、相談、外来、検査、入院、退院までの全過程における京都府の方針をわかりやすく図示していただきたい
8. 京都府がとりまとめる診療・検査医療機関や検査センターに関する情報は、すべて地区医師会ならびに地域の保険医療機関と共有していただきたい
9. 京都府として、旧来の帰国者・接触者外来、新たな診療・検査医療機関の名称・所在地を府民に対して公表するためにはどのような条件をクリアする必要があるのか、検討していただきたい
10. 保健所に代わり、発熱患者の相談窓口となる「かかりつけ医等の地域で身近な医療機関」となる医療機関に対して、相応の補助金を交付していただきたい
11. 地域の医療機関による発熱患者の受け入れを強化するには、医師はじめ医療スタッフの感染の有無を常に確認できるようにする必要がある。医師国保においては自院のスタッフに対する検査が認められていない等ハードルもある。行政として、すべての医療機関における医療スタッフの新型コロナウイルス感染症に関する検査が実施できるよう、公的な補助を行っていただきたい
12. 診療・検査医療機関に指定されると原則、G-MIS 並びに HER-SYS への必要な情報の入力が求められる。システムの概要、利用条件、入院先の案内ができるのか等詳細について、取り急ぎ情報提供いただくとともに、説明会を開催するとともに、医療機関への必要な支援をお願いしたい
13. 疑似症患者の届け出が不要になることにより、PCR や抗原検査での陽性率が把握できなくなると思われる。新たな体制のもとで京都府は新型コロナウイルス感染症の制圧に向け、どのように感染症をサーベイランスしていくのか、その方針を明らかにしていただきたい

以 上